

ウクライナからの避難民に対する 生活支援金

ウクライナから避難された方々が、鳥取県へ居住された場合に、当面の生活費を支給します。

支給対象者

令和4年2月に始まったロシア軍のウクライナ侵攻の影響により、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸住宅等(公営住宅、民間賃貸借住宅等)または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1か月以上居住する世帯(者)

支給について

1 支給額

対象	居住	賃貸住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、 ホームステイ等
世帯		30万円	20万円
単身者		15万円	10万円

※用途は問いません。

※日本に入国後、他の都道府県等に居住し、そこから鳥取県に転入された場合も支給の対象となります。

※支給は1度限り。支給後に県外に転出し、県内に再転入しても支給の対象とはなりません。

2 支給方法

現金給付・口座振込のどちらか希望される方法により支給。支給決定後は早期に支給します。

申請方法

次のいずれかの方法により申請してください。

<窓口申請>

リンク先から申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、窓口へ提出



<電子申請>

リンク先から申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、とっとり電子申請サービスで申請



留意事項

- 言語の違い等により申請書への記載が難しい場合は、ご相談ください。
- 申請内容に不適当な点が認められた場合は、申請を却下する場合があります。
- その他、ご不明な点がありましたら、鳥取県までお問合せください。